

第八回国会 水産委員会 議 録 第八号

昭和二十五年七月二十五日(火曜日)

午後二時十五分開議

出席委員

委員長代理 理事田口長治郎君

理事小高 嘉郎君 理事川端 佳夫君

理事林 好次君 理事上林與市郎君

石原 圓吉君 川村善八郎君

鈴木 善幸君 田淵 光一君

永田 節君 福田 喜東君

松田 鐵藏君 小松 勇次君

水野憲治郎君 井之口政雄君

委員外の出席者

専門員 杉浦 保吉君

専門員 齋藤 一郎君

七月二十四日

千田漁港防波堤築設費国庫補助の請願(田淵光一君紹介)(第二八五号)

天荒漁港修築に関する請願(浦口鉄男君紹介)(第二八六号)

杜樹島に船だまり及び餌雑魚養殖場築設の請願(前田郁君紹介)(第三三九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

漁業法の一部を改正する法律案(川村善八郎君外五名提出、衆法第八号)

水産行政の充実に關する報告聴取

○田口委員長代理 これより会議を開きます。

水産行政の充実に關する件を議題といたします。水産行政の充実に關する小委員長より発言を求められておりますので、これを許します。石原圓吉君。

○石原(圓)委員 行政機構拡充に關する小委員会の審議の結果について御報告を申し上げます。

本小委員会におきましては、水産省設置につき、慎重に審議を重ねました結果、お手元にお配りしたような成果を得たのであります。よつて小委員会を本案の實現を期すべく、意見の一致を見た次第であります。本委員会におきましては、この問題を取上げられ、すみやかに水産省設置の實現のため、委員会の總意をもつて、所管委員会たる内閣委員会に申し入れるべく決議を願ひ、その手続をとられんことを切望いたします。

右小委員会の報告を申し上げます。

○田口委員長代理 ただいま小委員長より御報告になりました件につきましては、本委員会におきまして採決をして、委員長において適當なる措置をはからんと思ひますが、いかがでございますようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長代理 それでは御承認になりましたものと存じます。

○田口委員長代理 次に昨二十四日、本委員会において川村善八郎君外五名提出の漁業法の一部を改正する法律案を可決し、委員長より報告書を提出いたしましたとして、本日の本会議の日程に上りますが、本案の報告書を撤回し、委員会において再議に付したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長代理 御異議なしと認めまして、本案を再議に付します。これから漁業法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対しては、もはや質疑はないのであります。が、ただいま本案に対する修正案が提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。小松委員。

○小松委員 漁業法の一部を改正する法律案に対する修正意見を申述べたいと思ふのであります。

漁業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則の次に一項を加える。

〔この法律施行の際、すでに選挙の期日を告示してある海区漁業調整委員会の委員の選挙に於いて選挙すべき委員の定数は、漁業法第八十五条第三項第一号の改正規定による定数とする。〕

かように修正していただきたいと思ふのであります。その理由は、御承知のごとく漁業調整委員の選挙に際しまして、七月十五日に選挙告示も済ませ、目下選挙の手続を施行中にあるのであります。従つて全国民は海区の漁業調整委員は七名とみな考へておると思ふのであります。よつてこの附則に思ふところを明らかに知らせたいと思ふがゆゑであります。

○田口委員長代理 ただいま小松委員より趣旨の説明がございました。本案は質疑は大体済んでおりますので、ただいまから討論を開始したいと思ひますが、いかがでございますか。

○田口委員長代理 ただいま鈴木委員より質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決する動議が出ました。いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田口委員長代理 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○田口委員長代理 起立多数。よつて漁業法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。なお本案に対する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔休職後は再開に至らなかつた〕

〔参照〕

漁業法の一部を改正する法律案(川村善八郎君外五名提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第一類第十号

水産委員会議録第八号

昭和二十五年七月二十五日

昭和二十五年八月七日印刷

昭和二十五年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所